

# 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農山村課

法令名	農地法	法令の番号	昭和27年 法律第229号				
不利益処分の種類	許可取消、工事停止、原状回復等	根拠条項	第51条				
処分基準	<p>農地法第51条により、違反転用者等に対しては、土地の農業上の利用の確保及び他の公益等から特に必要と認めるときは、許可の取消、工事停止、原状回復等の是正措置を命じることができるとされている。</p> <p>許可取消、工事停止、原状回復等の処分については、下記法令、通達及び当課が作成した「違反転用対応マニュアル 平成19年3月」に従って行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第51条</li> <li>・農地法関係事務に係る処理基準について（平成12.6.1 12構改B第404号 事務次官通知） 第15 法第51条及び第52条の4関係</li> </ul>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	農山村課	交付機関	農山村課	目次NO	25